

# 名古屋港管理組合公報

平成22年12月28日

(火曜日)

第 468 号

## 目 次

- 特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付に関する規則 ..... 1
- 港湾施設の変更 ..... 2
- 港湾施設の使用再開 ..... 3

## 規 則

特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付に関する規則を公布する。  
平成二十二年十二月二十八日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合規則第二十二号

特定埠頭の運営の事業に係る港湾施設の貸付に関する規則

(目的)

**第一条** この規則は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十四条の三第二項の規定により認定された特定埠頭の運営の事業（以下「事業」という。）の実施のため、同条第六項の規定に基づき港湾施設の貸付を行うに当たり、必要な事項を規定するものとする。

(定義)

**第二条** この規則において「港湾施設」とは、法第五十四条の三第六項に規定する特定埠頭を構成する行政財産である港湾施設をいう。

(貸付の承認)

**第三条** 港湾施設の貸付を受けようとする者は、港湾施設借受申請書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(事業内容等の変更)

**第四条** 前条の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、事業の認定に係る申請書に記載した事項を変更しようとするときは、事業内容変更申請書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 借受者は、前項の事業の認定に係る申請書に添付した書類の内容を変更したときは、速やかに書類内容変更届出書を管理者に提出しなければならない。

(貸付期間)

**第五条** 港湾施設の貸付期間は、当該港湾施設の種類及び事業の内容に応じて別に定める。

2 前項の貸付期間は、別に定める場合を除き、更新することができる。

(貸付料等)

**第六条** 借受者は、別に定める貸付料を納付しなければならない。

2 前項の規定による貸付料の納期限は、次のとおりとする。ただし、別に納期限を定めたときは、それに従うものとする。

	納期限	
	口座振替によらない納付の場合	口座振替による納付の場合
第一期分（四月、五月及び六月分をいう。）	五月二十日	六月十日
第二期分（七月、八月及び九月分をいう。）	七月二十日	八月十日
第三期分（十月、十一月及び十二月分をいう。）	十月二十日	十一月十日
第四期分（一月、二月及び三月分をいう。）	一月二十日	二月十日

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、貸付料の納付を猶予させることができる。

4 前項の規定により貸付料の納付の猶予を受けようとする者は、港湾施設貸付料納付猶予申請書を管理者に提出しなければならない。

(保証金)

**第七条** 港湾施設の貸付を受けようとする者は、別に定めるところにより保証金を納付しなければならない。

(工作物の設置等)

- 第八条** 借受者は、貸付けを受けた港湾施設（以下「借受施設」という。）について模様替え若しくは工作物の設置又は設置した工作物の増改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをしようとするときは、工作物設置等承認申請書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けた借受者が、工事に着手するとき及び工事を完了したときは、工事着手届出書及び工事しゅん工届出書を管理者に提出しなければならない。
- （損傷等への対応）
- 第九条** 借受施設に損傷、故障等が発生したときは、借受者は速やかに損傷等報告書により管理者に報告し、管理者の指示に従うものとする。
- （港湾施設の返還）
- 第十条** 借受者は、借受施設の貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、自己の負担において直ちにこれを原状に復し検査を受けなければならない。ただし、管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 借受者は、借受施設を原状に復したとき又は前項ただし書の承認を受けたときは、港湾施設返還届出書を管理者に提出しなければならない。
- （申請書等の様式）
- 第十一条** 第三条、第六条第四項及び第八条第一項の申請書、第四条第一項の事業内容変更申請書、第四条第二項、第八条第二項及び第十条第二項の届出書並びに第九条の報告書の様式は、別に定める。
- （委任）
- 第十二条** この規則に定めるもののほか、港湾施設の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。
- （名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部改正）
- 2 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。
- 第三条中「第三条」を「第三条第一項」に改める。
- 第十一条中「使用者は、」を削り、「ついて」を「ついては、」に改める。
- 第三十四条中「ひき船係留施設」の下に「又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の二第六項の規定により貸し付けたもの」を加える。
- 第四十八条中「の使用者」を「を使用する者」に改める。
- 第五十条第一項中「荷役機械」を「使用者による荷役機械」に改め、同条第二項中「使用時間」を「前項の使用時間」に改め、同条第三項中「使用時間中、」を「前項の規定により算定された使用時間中において、」に改める。
- 第五十一条中「の使用者」を「を使用する者」に改める。
- 第六十一条中「電気施設」を「使用者による電気施設」に改める。

**名古屋港管理組合告示第47号**

次の港湾施設は、平成23年1月1日から次のとおり変更する。

平成22年12月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部K荷さばき地 (金城西K)	1 <sup>級</sup>	輸出車輦	79号岸壁隣接	平方メートル 4,212	図による

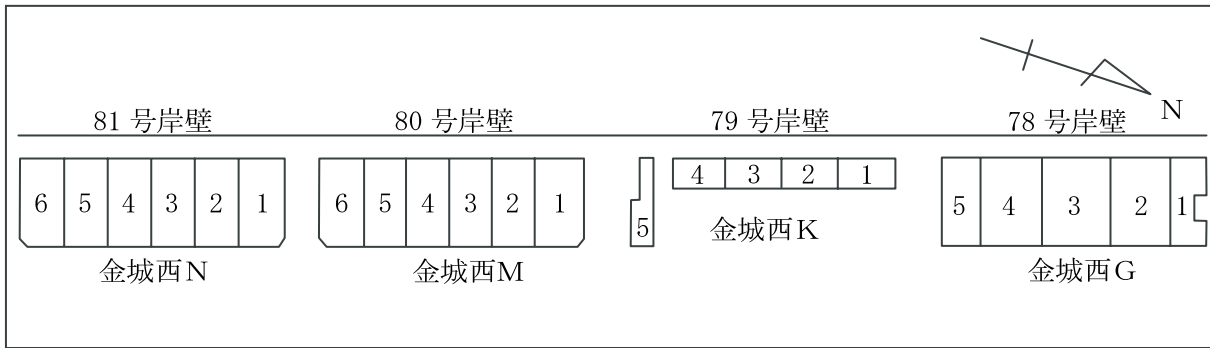
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部K荷さばき地 (金城西K)	1 <sup>級</sup>	輸出車輦	79号岸壁隣接	平方メートル 4,054	図による

図（金城ふ頭西部G、K、M、N荷さばき地）



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Kの区画の面積は、1は822平方メートル、2・3は各890平方メートル、4は703平方メートル、5は749平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第48号

平成16年名古屋港管理組合告示第2号で使用停止した次の港湾施設は、平成23年1月1日から使用を再開する。  
平成22年12月28日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 上屋

用途区分及び区画を定めない上屋

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	面 積	構 造
作倉15号上屋 (作倉15)	専用使用	3 <sup>級</sup>	名古屋市港区作倉町	596 <sup>平方メートル</sup>	木骨モルタル塗り 造り厚型スレート かわらぶき

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合